

建企第 352-47 号  
平成 30 年 11 月 14 日

株式会社勅使川原

代表取締役 勅使川原 徹 様

群馬県知事 大澤正明  
(建設企画課)



解体工事業の登録について (通知)

平成 30 年 10 月 26 日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり登録したので、通知します。

記

登録番号	群馬県知事 (登-30) 第 548 号
登録の有効期限	平成 30 年 11 月 15 日から平成 35 年 11 月 14 日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限: 平成 35 年 10 月 15 日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)